1998年7月1日発行

みなみかわち
町議会ネットワークニュース
(第97号)


村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418


磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621


荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL:40-1014
FAX:40-1019

「住んで良かった町、住みたたい町」とは町長のスローガン。これは、とりもなおさず他とは違う、特長あるまちづくりを目指すことではないの？他町村と同一歩調を大切にする余り、我が町の独自性を失わないように、と懸念する。

地方分権は対等の関係を築き、指導からの脱却。先を見通した勉強が必要なのだ。と自覚するので、職員に遅れをとらぬよう、自主研修に努力しているつもり。しかし、「詳細は示されていないので分からない」「勉強不足なので」とあっさり言われてしまうと拍子抜けする。職員はプロであり、議員は頑張ってもセミプロにしかなれないのに。（村尾）

・ごみのことを質問していて、生活そのものといってもいいテーマなのに、町レベルで主体的に決められないはがゆさが残った。私達は私達を大きく包みこむ国の施策の中にいて、小さな範囲の選択しかできない。
・あきらめて、おまかせ民主主義がはびこるような構造になっている。
・だから地方分権なのだろうが、今すぐできることは投票に行くことだ。
・7月12日。参院選。

（磯辺）

☆家族に支えられて

一般質問の日、夫が傍聴に来た。かつて子どものころの授業参観の様な気分でどことなく落ち着かなかった。わたしは、緊張すると早口になってしまう。やはりそれを指摘された。子どもたちも留守がちなわたしの生活にあきらめと慣れ、そしてちょっぴり応援してくれている。母親業より議会活動を優先させているわたしにとっての支えである。（荒井）

今回は平成10年第１回臨時会（５月18日）と
平成10年第２回定例会（６月16～19日）の報告です。

もくじ

《審議事項》

承認	専決処分した事件の承認について		
第 1 号	町町税条例の一部を改正する条例について	賛成全員	可決
第 2 号	町都市計画税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
第 3 号	H10年度分の固定資産税等の納期の臨時特例に関する条例について	〃	〃
第 4 号	町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	〃
第 5 号	H9年度町一般会計補正予算（第5号）について	〃	〃
議案第 20 号	工事請負契約の締結について（H9年度農業集落排水緊急整備事業吉田西地区汚水処理施設建設工事）	賛成多数	〃
承認第 6 号	専決処分した事件の承認について（町町税条例の一部を改正する条例）	賛成全員	〃
報告第 1 号	H9年度町一般会計予算繰越明許費について	〃	〃
2 号	H9年度町一般会計予算事故繰越しについて	〃	〃
3 号	H9年度町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費について	〃	〃
議案第 21 号	町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
22 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
23 号	小山栃木都市計画事業仁良川第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
24 号	H10年度町一般会計補正予算（第1号）について	〃	〃
陳情第 1 号	産業廃棄物の焼却施設建設に反対する決議と反対意見書の送付を求める陳情について	〃	〃
発議第 1 号	産業廃棄物の焼却施設建設に関する意見書（案）	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：黒川英代・磯辺香代・荒井英子・村尾光子　（敬称略）（通告順）

☆ 常任委員会研修予定 ☆

教育民政常任委員会
- 千葉県市原市、君津市
- 「史跡整備事業の内容と史跡見学」
- 「生涯学習時代における公民館活動の在り方について」
- 7/7～7/8　（磯辺）

建設常任委員会
- 福島県郡山市
- 「土地区画整理事業の概要及び補償等について」
- 7/8～7/9　（荒井）

経済常任委員会
- 福島県大沼郡新鶴村
  新潟県岩船郡神林村
- 「これからの農業経営について」
- 7/22～7/23　（村尾）

★産業廃棄物の焼却施設建設に反対する決議と反対意見書の送付を求める陳情書について（陳情第１号）

（報告：磯辺）

「環境問題を考える会準備会」より提出（６／１）されていた上記の陳情書は、初日（６／１６）本会議に提案された。慎重審議を期すために、教育民生常任委員会に付託。最終日（６／１９）教育民生常任委員会の採択という審議結果を受けて、満場一致で採択となった。陳情書と共に提出された署名は５１３４名分。

産業廃棄物の焼却施設建設に関する意見書

国分寺町大字柴字丸野２６８番地３外に建設が予定されている「産業廃棄物中間処理施設」に対し、住民は以下の理由により大きな不安を抱いています。

現在、社会問題化し、後の時代に禍根を残しかねない「ダイオキシン汚染」は、その主たる発生原因が廃棄物の焼却施設であることはすでに世界的な常識となっています。

昨年、国は地方自治体の焼却施設の実態を調査し公表しましたが、その結果は欧米に比べ、はるかに多くのダイオキシンが排出されているというものでした。しかし、焼却施設の数倍もあるといわれている産業廃棄物の焼却施設に関しての調査はなされておらず、これがなされたならば、おそらく先の実態調査の数１０倍の規模のダイオキシン汚染が明らかになるのではないかといわれています。昨年、大気中への排出基準が強化されたとはいえ、こうしたいわば野放し状態の産業廃棄物焼却施設が私たちの健康や大気・水・土壌を汚染することは明らかです。

私たちの町では、住民の理解と協力のもとでダイオキシンの主たる発生原因となる「プラスチック・ビニール類」は分別し、炉内には投入しないという方法が取られています。しかし、こうした努力をしてもなお、ダイオキシンの発生を完全に防ぐには至っておりません。プラスチックやビニールはもちろん１４種類もの産業廃棄物を焼却する施設が作られたならば、環境汚染を増大させることは必至です。建設予定地から半径２キロメートル以内には多くの住民の住む住宅団地が広がり、子供たちが日々通う幼稚園が２園、小学校が３校、中学校が２校あり、多くの医療機関・老人ホームもあります。排出されたダイオキシンをはじめとする有害物質は、これらの施設にも影響を与える危険性があります。

このような理由による住民の多大な不安と、住み良い環境を守りたいという住民の強い願いをご理解いただき、栃木県知事は住民の健康で安全な生活を守るため、当該産業廃棄物中間処理施設の建設を許可しないよう強く要請します。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出します。

平成１０年６月１９日

南河内町議会議長　小林包房

栃木県知事　　宛
栃木県議会議長　（陳情書）

☆陳情書が対象としている産廃焼却施設について、県の制度に基き情報の開示請求をしました。（県に対して村尾議員）

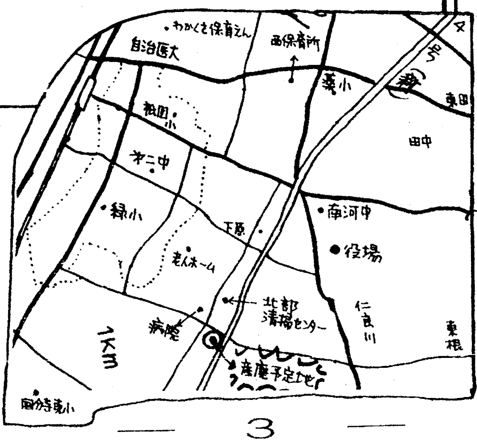
５／２８
　事業計画書の開示請求
６／１１
　開示決定通知
６／１８
　部分開示

産業廃棄物処理施設等事業計画書

・株式会社
　関東環境工学センター
・代表取締役
　船岡　宗重
・処理方式
　破砕選別　焼却
　（中間処理）
・廃棄物の種類
　汚泥　廃プラスチック　紙くず　木くず　燃えがら　廃アルカリ　廃酸　廃油　繊維くず　ゴム　金属くず　ガラスくず及び陶磁器くず　感染性医療廃棄物　動植物性残さ（１４品目）

事業計画書は概要ですので、この後、事業の予定者は県との事前協議を経て、設置許可申請をします。その過程で国分寺町と南河内町の意見が求められます。6月18日の時点では、事前協議書はまだ提出されていませんでした。

◯6月23日（火）
正副議長・教育民生常任委員長によって県・県議会に提出されました。



☆心の教室相談員配置について（議案第 24 号より）　（報告：荒井）

・心の教室相談員…生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることのできる第三者的な存在となり得る者を生徒の身近に配置し、生徒が心のゆとりを持てるような環境を提供することが必要であることから、中学校に「心の教室相談員」を配置する。

・相談員は…主任児童委員２名予定
・配置場所…南河内中学校・第二中学校
…４日／週、４時間／日
…平成１０年度２学期より開始

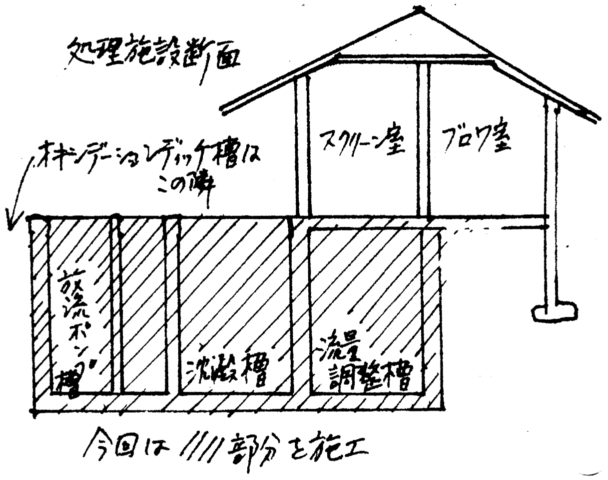
・相談員の職務…校長の指揮監督の下
①生徒の悩み相談、話し相手
②地域と学校の連携の支援
③その他学校の教育活動支援

★農業集落排水事業吉田西地区汚水処理施設建設着手　（報告:村尾）

―― 工事請負契約同意:賛成多数 ――

※場所等はﾈｯﾄﾜｰｸﾆｭｰｽNo95をご覧下さい

契約の相手方	鉄建建設株式会社（宇都宮営業所）
契約の金額	９，４５０万円（うち消費税 450万円）
工　　期	H10年10月30日まで
工事の概要	今回の工事は地下埋設される部分のコンクリート躯体のみ 汚水処理槽建設工事一式 ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ槽建設工事一式



入札は12社による指名競争入札:1回で落札

《計画概要》

処理人口	1380人（現在 266戸）
処理方式	ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ方式（日本農集排協会仕様ＯＤ96方式）
日平均汚水量	372.6m³/日
一人平均汚水量	270ﾘｯﾄﾙ/日

・町は4月上旬に、仁良川上自治会と処理場操業に関する公害防止協定を締結した。
・今後、処理水放流について江川土地改良区と協議を進める。目下、下流耕作者との協議のための準備を進めている。
・処理施設建設には、今後更に2億5,6千万円必要。当初予定した敷地面積より小さくなったが処理施設の規模は変更ない。

・親水公園は現計画で1億7,8千万円の予定。しかし、土地収用法上の事業認可は敷地面積6000m²で受けており、変更届を出すべく県と協議中。公園の設計内容も検討する。

磯辺香代の一般質問（6／16）



1. 固定資産税の納税通知について

新築住宅に対する固定資産税の減額措置について、減額が2分の1と高額でもあるので、措置終了の告知あるいは予告が必要と思う。適切なサービスを求める。

【税務課長】
固定資産税の減額措置については、家屋調査の際、担当職員が説明しているが、必ずしも充分ではないと思う。広報紙に徹底するとともに、措置期間の長い3階建て以上の中高層耐火住宅（5年）については個別周知を検討したい。

2. 町民まつりについて

①マンネリという声を聞くが、今までに反省として上がっていることを整理されたい。今後の方針もあわせて伺う。

【企画課長】
反省点としては、食糧費のあり方が適切かどうか。メイン会場の設営費に経費がかかりすぎるのではないか。メイン会場の有効利用（現在、土曜日は使用していない）。農産物品評会への出展数の減少。以上のようなことがあげられる。
人口増に伴い、毎年参加人数は増加傾向にある。今後も新規事業を取り入れ、町民手作りのまつりを基本にやっていく。

方法は？

【企画課長】
町民まつり実行委員を公募することを考えいる。

②生産者と消費者の交流の場として、青空市の量的・時間的拡大を望む声が生産者・消費者双方から聞かれる。町民まつりの本来的な目的を考えると有効な取り組みと考えるが、開催は可能か。

【企画課長】
農協の生産部会と連携のうえ、前向きに検討したい。

の時間的・量的制約

☆青空市
例年、町民まつり最終日の日曜日に、午前8：00から10：00にかけて2時間行われている。市価より安く提供するために、まつり経費による価格差補填が行われている。

2時間て長いのか短いのか

日よう日の10：00までに会場に行くのって大変。もうすこしのんびりとゆっくりと。

町民まつりの予算は今年も約７５０万円。ウルトラマンのショーやふわふわふうせんカラオケ大会など楽しいイベントがあって来場者は増えている。しかし、行政が予算をとってわざわざ開催するまつりが、一過性のイベント消費型のまつりでいいとは思えない。イベントで集めた人々に何を伝えるのか、何の場として企画しているのか、そのことを毎年まじめに確認していただきたい。良い試みをしているのに目的がだんだん希薄になっていくのは惜しい。町民どうしの交流。町の産業・文化・歴史や功労者の顕彰。「この町もなかなかいい町じゃないか」と思えるような満足感や前向きなエネルギーを引き出せる場を作り出すのだという自負を持って、仕掛けていくつもりで。

○　○　○

さて実行母体である「町民まつり実行委員会」であるが、団体の長をなさっていて既にとても忙しい方に充て職で委員をお願いしている。また、委員会開催回数も皆忙しいので少ない。だから町民手作りのまつりといっても、どうしても事務局頼りになってしまう傾向である。どこかでこの繰り返しを変えないとマンネリは続く。委員公募が一つの変化をもたらすかもしれないし、企画にたっぷり時間をかけるために隔年開催という考え方があっていいのではないかとも思う。

3. ごみ行政について

①平成９年５月末に、厚生省はダイオキシン対策の一貫として一般廃棄物の焼却処理施設の大型化・広域化を打ち出した。これを受けた県の方針では平成９年度中に県内をいくつかのブロックに分けて計画を策定するということであったが、小山広域保健衛生組合では、どのような計画か。

【保健衛生課長】
平成９年、１０年の２年間で策定の予定。県内１０部会で検討している。小山部会は現状のまま１市３町（小山市・南河内町・国分寺町・野木町）で１ブロックを形成する可能性が強い。小山広域保健衛生組合の焼却施設は２箇所だが、１箇所に集約することになるだろう（大型化）。RDFを選択するかどうかは、これから検討することになる。

【町長】
決定事項は途中経過も含めて、公表したい。

②南河内町では、ごみ排出時に丁寧な分別をすることにより、資源化・減量化をすすめ、同時にダイオキシン対策も行い、焼却埋め立てに頼らないごみ処理を模索してきた。日糧３００トンものごみを必要とする大型化の方針とは相いれない発想と思う。小山広域保健衛生組合の方針の影響を受けざるを得ない南河内町は、今後どのようにごみ行政をすすめるのか。

【保健衛生課長】
本町において、方針はかわらない。

【町長】
分別収集を堅持したい。小山広域に対しても分別収集の理念を訴えていきたい。

☆小山広域保健衛生組合
し尿処理・ごみ処理・斎場及び火葬場の建設管理・結核の健康診断・伝染病予防・休日診療などを１市５町（小山市・石橋町・上三川町・南河内町・国分寺町・野木町）が組合をつくって行っている。南河内町のごみ処理は、このうちの１市３町（先述）で行ってきた。

焼却施設が２箇所にある。小山市の中央清掃センターと国分寺町柴の北部清掃センター。南河内町の可燃ごみは北部清掃センターで焼却している。炉の寿命は２箇所ともにあと７～８年である。町の一般会計から小山広域保健衛生組合へ拠出される負担金の１０年度予算額は２億３千５百万円。

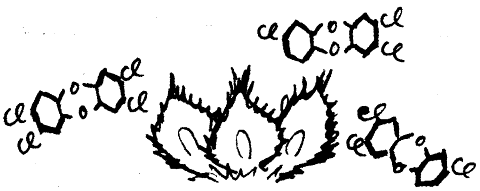
☆RDF
可燃ごみ（紙・生ごみ・ビニール・プラスチック等）を混ぜて、乾燥させて固めたもの。ごみでできた固形燃料。

☆RDF発電計画
宇都宮市清原地区の４万m²に燃焼施設や発電施設、燃焼灰の溶融施設などを建設。県内から出る可燃ごみ（日糧１５００ﾄﾝ）のうち、７００ﾄﾝを市町村がRDF化。これを燃料に年間１億３０００万キロワットを発電する。RDF化の工程でごみを均一化し８００度以上の高温で連続燃焼するため、ダイオキシンの発生量を抑制できるという。

２００１年の稼働をめざしているが、宇都宮市清原地区の住民が中心となってつくる「ゴミ問題・ゴミ発電を考える会」が、健康への不安などを訴えて計画の白紙撤回を求めている。

日 量最低でも１００トン以上、できれば３００トン（30万人分のごみ）以上の炉で、２４時間連続で、８００度以上に燃焼温度を保つように、次々とごみを投入しなければならない「ダイオキシン対策としての大型化」とは何なのか。（参考：北部清掃センターの焼却量は日 量約１７ﾄﾝ程度である。）

炉を新設するにあたっては、１００トン以上の炉でないと、国は補助金を出さないのだそうだ。ダイオキシン対策などと言っているが、「ごみが増えても大丈夫ですよ」というメッセージに聞こえてしまう。



ダイオキシンは燃焼温度が３００度～４００度の時発生しやすいから、８００度以上で燃やせば発生を抑えられるとする説をよく聞く。しかし、炉の中は、水分の多い生ごみだって投入するのに、隅々まで一様に８００度を保てるだろうか。煙は８００度のまま外に出ていくだろうか。残灰もずっと熱いのか。炉内に塩素がある限りダイオキシン生成反応が起きるチャンスはいくらでもある。また、炉内でできる有害な化学物質はダイオキシンだけではない。焼却炉が化学工場であるのは自明のことだ。大型化しても、基本的にこの状況は変わらない。大型化がごみ問題における有効な唯一の切り札でないことはわかっていなければならないと思う。

それにしても、焼却が非常に荒っぽいごみ処理方法だということがはっきりしてきているのに、なぜ厚生省はこの焼却処理という枠から一歩も出られないでいるのだろう。

６／２２環境庁の中央環境審議会廃棄物部会のワーキンググループが報告書をまとめ、製品が作られる段階から消費され捨てられるまでの上流から下流までを包括する法律がないことを指摘し、法制化を目指したいとした。発生抑制・再使用・リサイクルを行った後それでも発生するものを適正処理する。そして汚染を最も減らすのに有効な手段を持っている製品の生産者に設計段階から環境への配慮を求める。記事によると、川上担当の通産省、川下担当の厚生省の抵抗は必至とあった。まだ抵抗しているゆとりがあるのか。厚生省はいつまでごみのかたずけ役に徹するつもりなのだろう。２省にダイナミックな発想の転換を求めなければならない。

南河内町は、資源化により燃やすごみそのものの減量に努めたり、燃焼によってダイオキシンのもとになってしまうビニールプラスチックを分別収集して炉内に投入しないなど、環境のために市町村にできる精一杯の努力をしている。住民の方々一人ひとりの高い意識と協力によって、町のごみ行政は成り立っているといえる。厚生省は「広域化」というが、むしろ狭域だから比較的うまくいっている。この理念と習慣は大事にしなければならない。少なくとも、ドイツの経済循環・廃棄物法のような包括的な制度、すなわち、分別が、個人の努力に頼らなくても経済原理に導かれてできるようなシステムが省の壁を越えて作られる日までは。（磯辺）



荒井英子の一般質問

1、保育所の土曜日対応について

住民の就業形態の多様化及び、介護などの理由により乳幼児の土曜日保育の必要性が生じています。そこで、

質問①
第1・第3土曜日だけでなく、第2・第4土曜日の保育を望む声がありますが、現在の対応と今後の住民ニーズに応える保育形態をどのように考えているか、伺います。

答弁《福祉課・課長》
入所時に保育希望を聞いて第 1・3 は、午前 7:30 ～午後 0:30 まで。第 2・4 は、午前 8 ～午後 0:30 まで保育を実施している。今後は、各土曜日の保育時間を午前 7:30 ～午後 0:30 まで実施する。

質問②
第2・第4土曜日の保育を実施した場合町としての経費増及び、利用者の負担はどのくらいになるか伺います。

答弁《福祉課・課長》
第 2・4 土曜日の保育を実施しても時間外で対応しているので町の経費増はない。利用者も保育料の中で運営するので負担増はない。

再質問
夜間保育及び一時保育に対する現在の見解を伺う。

答弁《福祉課・課長》
近隣市町村と協議しながら検討していく。

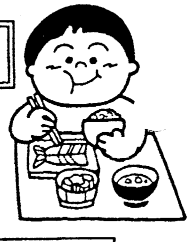
2、ポリカーボネート製給食食器の使用状況と今後の対応について

小・中学校の給食で多く使用されているＰＣ製食器は、環境ホルモンの一種であるﾋﾞｽﾌｪﾉｰﾙ A という物質が含まれており、熱湯を注いだ場合などに溶け出す危険性が指摘されています。そこで、

質問①
本町での小・中学校及び保育所における使用状況について伺います。

答弁《教育総務課・課長》
薬師寺・吉田東・吉田西小学校と第二中学校の 4 校で使用している。南河内中学校で一部使用している。祇園・緑小学校は使用していない。

答弁《福祉課・課長》
保育所における使用状況は、東保育所でボール・お皿の一部を使用している。



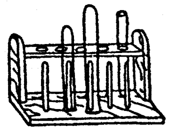
質問②
ＰＣ製食器を使用している場合は、改善策が必要と思われるがいかがか。検討されるべき材質やそれに伴う予算も含めて、今後の見解を伺います。

答弁《教育総務課・課長》《福祉課・課長》
・ＰＣ製食器からのﾋﾞｽﾌｪﾉｰﾙ A の検出濃度は食品衛生法での規格基準以下であったと報道されている。因果関係がはっきりと証明されていないのが現実であるが、影響を及ぼす研究事例もあり、その疑いも指摘されている現状から、今後改善すべく検討していく。
・検討すべき材質としては、強化磁器製・メラミン製・ポリプロピレン製などが考えられる。買い替えるための予算は、ＰＣ製食器を全て、強化磁器製食器にした場合、小中学校は約 500 万円。保育所は、約 40 万円と予想している。

ＰＣ製食器は軽く、耐久性にも優れ、汚れも落ちやすい為全国的に導入が進んだわけすが、そこから環境ホルモンが溶け出す危険性が指摘されました。環境ホルモンは、一兆分の一の濃度でも生物の内分泌を乱し、生殖機能に影響を及ぼす可能性があり、手遅れにならないうちに対策を講ずる必要があります。

小山市は、PC製食器の安全性が明らかになるまで導入は無理と判断し、食器の買い替えを凍結。また、宇都宮市は、耐用年数の経過したものの更新、児童増加による食器の追加などは、PC製食器に変わる食器を導入するという方針を明らかにし、PC製食器使用に否定的な姿勢を示しています。
O-157 対策の時には、安全確保のため迅速な対応が見られたが、環境ホルモンから身体が受けている影響はすぐには現れないため、知らないままに多量のホルモンにさらされ影響は進んでいきます。疑わしきは罰するという考え方で検討、方針を出していただきたい。

3、ダイオキシン対策について



質問①
土壌のダイオキシン濃度の測定について、現在の見解を伺います。早急に測定するよう要望いたします。

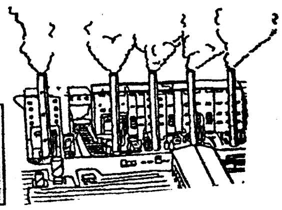
答弁《保健衛生課・課長》
小山広域保健衛生組合の事務レベルにおいて実施に向け検討を始めたところである。

質問②
国分寺町に建設予定の産業廃棄物焼却処理施設に対する住民の不安の声が４０００名以上の署名という形になって現れています。
この住民の要望に町は、どのように応えるつもりか伺います。

答弁《町長》
だれがこの問題に賛成できましょうか。県に対しては住民の立場に立って対応する。

ダイオキシンの発生原因の主なものは、廃棄物の焼却処理によるものですが、その汚染経路はダイオキシンで汚染された食品の摂取、とりわけ魚介類からの摂取が全体の 60%を占めています。魚介類を好んでよく食べる日本人は、すでに人体汚染が進んでいる状況にあるのです。ダイオキシンが大気を汚染し、食物連鎖により濃縮されて身体に取り込まれていく。この状況を脱するためには、もうこれ以上焼却施設を作らない、そして社会全体として発生源をなくしていく方向が必要となっているのです。私たちは、自分たちの側に来なければよいと言う観点で行動しているのではなく、焼却処理の方法を問題提起しているのです。
私は住みたい町として、この南河内町を選択しました。そして、子どもたちのために住んで良かった町にしていきたい、あって欲しいと願っているのですが…。

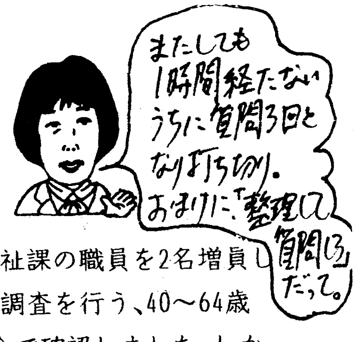
質問③
県及び国分寺町との連携・連絡はしているのか伺います。新しい情報があれば公開して下さい。



答弁《保健衛生課・課長》
県及び国分寺町とは、随時連絡を図っている。
現時点において、業者からの事前協議書の提出はされていない。

先ごろの国分寺議会において、国分寺町長は、「建設が予定されている工業団地は公害のない工場誘致を公約してきた。産廃処分場は誘致したわけではないが、公約に反する。」また、「県から処理施設建設について意見を求められたら『賛成できない』と意志表示する」と答えています。両町が連携して対処して行くことが重要です。

村尾光子の一般質問



問１．介護保険制度施行に向けての準備はどうなっている？

H12年4月から介護保険制度がスタートします。これに向けて4月からは福祉課の職員を2名増員して準備に当たる、10年度には65歳以上(1号被保険者)全員を対象とした実態調査を行う、40～64歳(2号被保険者)の意見は介護保険事業計画策定委員会で聞く等、3月の定例会で確認しました。しかし、要介護の認定は誰がするのか、認定されれば必ずサービスが受けられるのか、どんなサービスが受けられるのか、これからの姿が今一つはっきりしません。

(1)介護保険事業計画策定について
策定に向けての体制づくりはどうか。
策定委員会の設置時期はいつか。
住民参加の方策として、公募委員の選任を求める。また、計画策定は委託ではなく、できるだけ自前でお願いする。

【福祉課長】老人福祉計画の見直しと同一体制で、福祉課中心に国保・保健衛生・財政・生涯学習・統計・地域振興の担当者と連携して進める。委員会構成は行政担当者のみならず、学識者・医療関係者・社会福祉団体・老人福祉団体・議員と考えており、10年度の12月頃に設置したい。公募は十分検討する。
計画策定は民間業者委託する。

介護保険法
第117条第5項　市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

この計画は、要介護・要支援の実態調査をもとに、必要とされる具体的なサービス供給量を定めるもので、これ基づいて保険料が決められる。町高齢者保健福祉計画とも調和していなければならない。住民は積極的に計画策定に参画すべきだ。自らのことなのだから。
町母子保健計画は、担当者らが何度も話し合いを重ねて作ったと聞いた。なのに、介護保険事業計画は、何故自前でできないのか？

(2)町・町社会福祉協議会は指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者として申請する考えは？
提供できるサービスは何か。
町内でのサービス担い手となり得る事業者の状況をどのように把握しているか。
民間企業誘致の必要性をどう考えるか。

【福祉課長】町から訪問介護事業を受託している町社会福祉協議会が指定居宅サービス事業者として申請する。また、ケアプラン作成も社協が実施するよう検討し、居宅介護支援事業者として必要な手続をとる。
社協が提供できるサービスは訪問介護(ホームヘルプ)、天寿荘ではデイサービス・ショートステイ。需要に的確に対応するため供給拡大の必要性があるので、11年度からはJA宇都宮にも訪問介護事業を委託する予定。町内には民間の訪問看護ステーションや診療所の設置計画があるので、連携をとりながら進める。

保険給付対象のサービスを提供する事業者は行政であっても知事の指定が必要。
在宅に関する介護保険サービスには、①訪問介護 ②訪問入浴 ③訪問看護 ④訪問・通所リハビリ ⑤居宅療養管理指導 ⑥デイサービス ⑦ショートステイ ⑧痴呆対応型共同生活介護 ⑨特定施設入所者生活介護 ⑩福祉用具貸与・購入 ⑪住宅改修費　がある。
このすべてを提供できるように整えなくてはならない。町直営が不可能なら、民間事業者との連携も必要になる。

(3)介護支援専門員(ケアマネージャー)の養成・配置計画は?

【福祉課長】個人が作成したケアプランは町の窓口で受け付けチェックするので、ケアマネージャーの配置が必要。県社会福祉協議会では実務研修受講資格試験の研修を行っているので、保健婦・社会福祉士・看護婦等の町・社協職員を派遣し資格をとらせる。配置は町介護保険推進協議会で検討する。

ケアプランはケアマネージャーが作成する。作成する社会福祉協議会と受け付ける町の担当窓口の双方に配置が必要になる。
在宅要支援・要介護と認定された人が自らがケアプランを作り町に届けることも可能。

《ケアマネージャー養成の流れ》

(講習会) 関係団体が自由に開催、任意受講

実務研修受講資格試験 〈実施:都道府県〉

受験資格	医師・歯科医師・薬剤師・保健婦・看護婦・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士等の国家資格者を中心に、5年以上の介護実務経験者
内　容	関連法規、ケアマネジメント等制度全般
合格水準	全国統一基準

実務研修 〈主催者:都道府県〉

受講資格	実務研修受講資格試験の合格者
内　容	要介護認定、ケアマネジメント
期　間	原則3日間(実質16時間)×2回

修了証 実務研修終了者に発行

(4)介護保険制度での在宅介護支援センターの位置付けはどのようか。
介護支援専門員の配置が不可欠と考えるが職員体制等、現計画を伺う。

【福祉課長】介護保険制度下では居宅介護支援事業者として、居宅可能な情報提供等により要介護者を最もふさわしい介護サービスに結びつける役割、制度外では要介護に至っていない高齢者と家族の相談、地域の総合的な連絡調整の役割を担う重要な位置付け。
職員体制は保健婦又は看護婦とソーシャルワーカー(介護福祉士又は社会福祉士)の計2名に介護支援専門員とホームヘルプサービスが提供できる体制確保に努める。
現在、天寿荘は県と協議を進めており、建築確認申請を出せる状況になっている。

(5)保険制度には住民の理解と協力が不可欠。住民への制度の周知方策を伺う。

【福祉課長】パンフレットの作成・随時配布と町広報への特集シリーズ掲載で周知の徹底を図る。説明会開催は、人員配置の課題があるが、検討する。

読んだだけでは理解できない。説明学習会を

(6)ホームヘルプ事業の今後の方針を伺う。
特に、登録ヘルパー制度は10年度で人件費補助制度が廃止になると聞いている。

【福祉課長】会計検査院から「ヘルパーを確保していながら事業が進んでいない」との指摘により、H9年度から人件費補助から量に応じての事業費補助となった。町では10年度より事業費補助に移行し、従来通りに事業を実施している。しかし、家事援助が主なので、委託先である社協と詰める。
12年度からは補助金ではなく、保険料による介護報酬となる。7月から実施する高齢者実態調査の結果を踏まえ、地域の実情に応じて業務の効率化を図る。

登録ヘルパーはパートタイマーであり、身分は不安定。収入も当てにはできない。
国が人件費補助制度を廃止したなら、これを機に処遇をきちんとすべきと考えた。その条件として、介護に対応できるのは勿論、介護福祉士・社会福祉士・ケアマネージャー等の専門性をもつこと。その上で専門職員として処遇する。サービスは質が問われ、社協も民間と同列の競争を強いられる時代になる。

(7)障害者福祉計画について

策定に向けての取り組みはどうか。見通しを伺う。介護保険適用にならない障害者へのニーズに応えるため、早急に施策の充実が求められる。計画策定は急務だ。

【福祉課長】現在、県内では4市が障害者プランを策定している。県では目下、計画策定マニュアルを作成中で、11年度には県下全市町村が策定するよう指導された。策定マニュアルを参考にして、介護保険制度との整合性を図りながら計画を策定する。

介護保険給付は原則高齢者

介護保険法

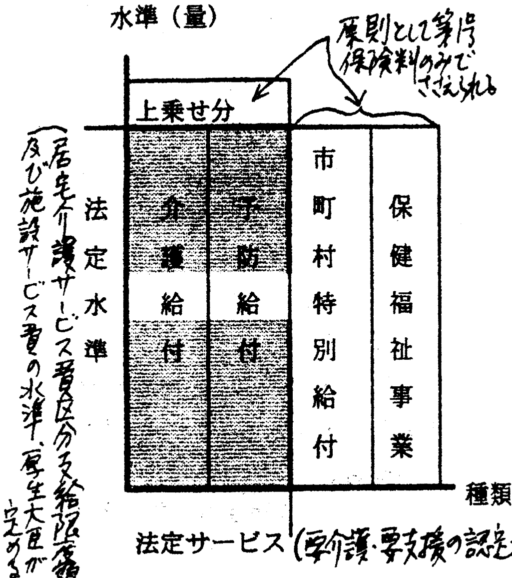
第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため‥以下略

要介護状態のすべての障害者に介護保険が適用になるわけではない！

介護保険の財源は，保険料と公費，そして利用料

（三鷹市市民部保険年金課長 高橋信幸氏作成学習会資料から）

介護給付と予防給付には，公費が入ります。



要介護者に給付される介護給付と，要支援者に給付される予防給付の，法定水準までの給付は，保険料と公費で支えられます。

人口割合により推計

第１号保険料 (17%)	第２号保険料 (33%)	
国 (25%)	都道府県 (12.5%)	市町村 (12.5%)

上乗せ分：法定水準以上のサービス
特別給付：法定サービス以外のサービス

保険料は，平成11年度に市議会で決められます。

保険料は，全国平均で１人１カ月 2,500円と言われていますが，第１号被保険者保険料は，具体的には平成11年度に区市町村議会で決められます。

第１号被保険者	５段階の所得段階に応じて決まります。基準額×(0.5〜1.5)
第２号被保険者	それぞれ加入している医療保険の保険料算定方法によって医療保険者ごとに決まります。

※基準額は介護保険事業計画の中で定められる総事業量や総事業費から算出。11年度中に市議会で議決する。

注：第２号被保険者のうち，三鷹市国民健康保険の被保険者である方については，国民健康保険税として均等割と所得割により賦課され，徴収されます。なお，半額は国庫負担となります。

申請からサービスの利用まで

申　請
区市町村役場の介護保険担当課へ，被保険者証をそえて申請してください。まちの居宅介護支援事業者が代行もします。

↓

訪問調査
区市町村役場の職員が伺います。民間の介護支援専門員（ケアマネージャー）が伺うこともあります。

かかりつけ医師の意見書
区市町村役場が直接依頼します。

↓

第１次判定
訪問調査票により，コンピュータで判定します。

↓

第２次判定
介護認定審査会で，第１次判定の結果と調査表の特記事項，及び医師の意見書により６段階に判定します。（介護認定審査会は23区部で共同設置を検討中.）

↓

認　定
介護認定審査会の審査判定に基づき市長が認定し，被保険者証に認定結果を記入して，お返しします。認定に不服の方は，福祉オンブズマンや東京都介護保険審査会に不服申立をすることができます。

↓

ケアプランの作成
市役所又はまちの居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼します。ケアプランとは，介護の目標にしたがって，必要なサービスを組み合わせ，サービス提供に具体的に結び付ける介護支援計画です。ケアプラン作成には1割の利用者負担はない。
自ら作成することもできる。ケアプランは定期的に(3～6カ月毎)見直す.

↓

サービス提供
ケアプランに基づいてサービスを購入します。サービス利用には，１割の利用料が必要です。

モニタリング
サービス提供が適切か，サービスを受ける要介護高齢者の方の心身の変化はどのようか等を見守り，常に最適のサービスが提供されるようにします。

↓

苦情の申立
サービスに苦情があるときには，国保連合会に申立ができます。

介護保険制度は２０００年４月１日からスタートします。

H12年4月からサービス提供が始まります. そのためには要介護認定はH.11年秋に申請を受付けなくてはなりません。認定作業は半年前からスタートです。

＊介護保険関連のほか、委員会等に公募委員選任枠設定、まちづくり出前講座の実施について質問しました。

★自治医大周辺下水道組合議会から

（報告：村尾）

H10年度会計当初予算　9億3480万円　→　予算補正後13億2352万円に（6月29日）

【歳　入】（千円）

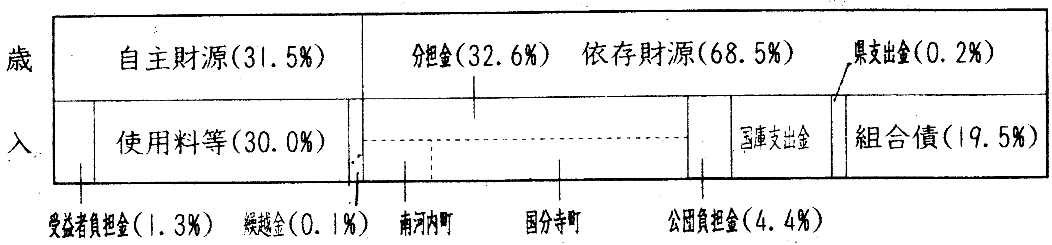
自主財源(31.5%)	受益者負担金	11,793	国分寺町加入者
	使用料・手数料	280,815	
	繰越金	1,000	
	諸収入	731	
依存財源(68.5%)	分担金	305,249	建設事業負担金
	下水道費負担金	41,072	公団より
	国庫支出金	110,000	
	県支出金	1,540	
	組合債	182,600	
	合　計	934,800	

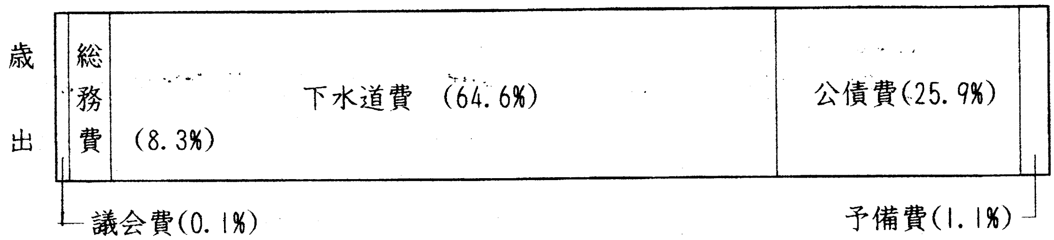
建設事業負担金 →
- 南河内町　56,393千円
- 国分寺町　248,855千円

＊仁良川・薬師寺地区の事業が進むと分担金は急増する

【歳　出】（千円）

議会費	1,330
総務費	77,392
下水道費	603,881
公債費	242,156
予備費	10,041
合　計	934,800





《10年度の主な事業》（万円）

管渠布設工事（延長3160m）	29,700
実施設計委託	5,150
調整池植栽等維持管理委託	1,200
管渠清掃委託	500
流域下水道負担金	19,375
うち建設費　5,620	
維持管理費　13,755	
起債償還金	24,215

南河内町分については

- 10年度事業費　2億1005万円
  - 流域下水道負担金　3301万円
  - 償還金　2650 〃
  - 公共下水道事業　15053 〃
  - （仁良川地区の実施設計・管渠布設）
- 地方債現在高　3億7778万円（10年度末見込額）

※ 6月29日、臨時議会にて3億8872万円の追加予算可決。国補助金増額による事業費追加。

南河内町の町議会を傍聴して

祇園三丁目　松岡典子

【一傍聴人の素朴でとっても勝手な感想・疑問】

へえ、議会場って、こんなふうになってるのか。どうも、行政側と議員側が対峙してるらしい。これ、円卓の騎士のように、ラウンドテーブルにして話し合いしたらどうかしら、おもしろいんじゃないかなぁ。ふうん、議会ってこんなふうに進められるの。何となく厳粛な雰囲気で、傍聴未経験のわたしはただ見ているだけなのに、ちょっと緊張。でも、困ったなぁ、議長と町長の言葉が、わたしにはよく聞き取れない。

町長の一般行政報告で、産廃のさの字も言わなかったと、隣で岩田さんが怒っている。町長にとっては、たぶんそれは『一般行政』には入らないのでしょう。

初めて町議会というものを間近に傍聴しましたが、

◇気になる言葉１

答弁の中で、「検討していきたい」という表現がなんて多いのだろう。それも、「今後」「将来に向けて」「前向きに」という（まるでカップリングされているかのようなお仕着せの）修辞句を付けて。「いつ」とか「どこが（で）」と「どのように」というような、５Ｗ１Ｈの問いに対する明確な返答はほとんどない。ラジオやテレビの国会中継でも耳にすることを思い出してみると、どうもそういう場で使われる常套句であるらしい。インドネシアの言葉で、「ナンティ（また後でね）」と言うと、いつとは全くわからない、（もしかしたら）絶対に来ない「後で」ということらしいが、それに当たる日本語は、「今後検討していきたい」という希望的近未来表現かもしれない。

◇気になる言葉２

どこかで必ず出てくる、「国の基準がまだ出ていないので」「県からはっきり出されていないので」「国が決めていないので」云々。もう少し、それこそ主体性というものは、持てないのだろうか。何でも「お上のおっしゃるとおり」ではなく、一自治体の問題意識と、立ち向かい自ら構築するような姿勢を、もう少し打ち出せないものだろうか。こんなに主体性のない大人ばかりの社会では、子供たちに、主体性や個性を尊重することを教えたり培ったりすることなんて、できるはずないよねぇ。大人がだれもできないんだから、教える術を考えることすらできないだろう。

◇気になる言葉３

荒井さんの再質問に、町長が、「ダイオキシンの問題は、ほとんど毎日といっていいほど、新聞紙上やニュースを騒がせている。わたしだとて、決して無関心ではない。」と答えた。が、わたしとしては、もっと広い視点からの言及がほしかった。今や、ダイオキシンと言えば、泣く子も黙るほどの脅威。その持つ影響力が、生命体の存続すら危うくさせるとあれば、確かに大変な問題なのだ。が、ダイオキシンは、ほんの一部にすぎないのだと思う。わたしたちが積み上げ、すっかり慣れ親しんでしまったこの消費生活、産業廃棄物への概念、その処理場の在り方、まずいとわかったことへの認識と対応の遅さ、先を見越し前を行くことのできない法制度やシステム上の欠陥（どうして「疑わしきは罰せず」ではなく、「疑わしきは使用せず」とならないのだろう。政治の企業擁護がそんなところにもハバをきかせるのだろうか？）、そういったものの綻びの一症候に、ダイオキシン（環境ホルモンすべ

て）はすぎないのだと思う。そういう遠視眼的な視点が持てないから、磯辺さんや荒井さんのいう「焼却という処理方法からの脱却」とか、「資源循環型の生活」というような、将来的なヴィジョンが描けないどころか、理解できないのだ。（やっぱりみんな想像力が欠如してるのかな）。せめて、町長さん、法や制度の施行者は、「勉強不足ですから」と堂々と表明しなければならないような状態は改善してほしいと思うのですが。

◇気になる言葉4

答弁や説明の中でくどいほど使われる丁寧語、謙譲語や尊敬語を省いて、要点のみ述べてくれたらどうだろう。そういう表現は、お互いの感情を緩和するのに役立っているのかもしれないけれど、討議において、どうしても必要とは思われないのだが。却って、本論を曖昧にしているような気さえする。（国会などを聞いていてもそう思う。）

一般質問通告書は、本会議の一週間前には提出されるらしい。一週間の前準備期間があるのなら、もう少し質問のポイントをきっちりと把握し、的を得た答えを用意できないものだろうか。そうすれば質問した議員が同じことを再質問して、質問の回数のチャンスと時間とを無駄に使うことはないはずだし、何の細かい資料も前知識もなく聞いている傍聴人にも、もう少し内容が理解できるのではないかと思う。

陳情書の取り扱いは常任委員会付託になった。委員会を傍聴したいと希望したわたしたちに、委員長は、「我々に任せてほしい。」と言った。「悪いようにはしないから、信頼してほしい。」ということだったのだろうか。「お上の事に間違いはございますまい。」と鴎外が“いち”という娘に言わせた言葉を、わたしたちが、風刺や批判を込めずに言えるように、こんな時こそ「お上」はその真骨頂を発揮してほしいと思う。

第3回勉強会のお知らせ

７／２５（土）午後

GTコミュニテイセンターにて

講師：**梶山正三**さん

理学博士・弁護士

「ごみ弁連」会長

主催：環境問題を考える会準備会

6月議会の報告会を開きます

★ご質問ご提言をこの機会に!!

とき：7月11日（土）
午前10:00～12:00

ところ：GTコミュニティーセンター

（明日の町政を考える会）